

**農業で働く人材マッチングモデル構築事業業務委託  
公募型プロポーザルに係る質問内容と回答**

No.	質問内容	回答
No.1	<p>仕様書 5 (1) イⅡ 雇用者（農業者）について、調査を実施する際、県農業振興事務所会議室等をお借りすることは可能でしょうか。</p>	<p>県農業振興事務所会議室等の県有施設については、空きがある場合、活用が可能です。</p>
No.2	<p>仕様書 5 (1) ウについて、P3にて「雇用者については対面（オンラインも可）」とありますが、複数名にまとめて実施することでもよろしいでしょうか。可とする場合、上限の人数などはありますでしょうか。 また対面調査実施にあたって最低限実施が必要な調査内容・方法はありますでしょうか。</p>	<p>可能です。上限はありません。 調査内容・方法については、仕様書内「潜在雇用・労働ニーズの調査項目」に記載のある項目以外の指定はありませんので、被雇用者とのミスマッチを解消するために必要な調査を提案ください。</p>
No.3	<p>仕様書 5 (1) ウについて、「調査先の農業者については、提供可能な範囲で県の協力を仰ぐことができるものとする。」とありますが、提供のご相談可能な件数、情報（個人・法人名、連絡先等）はどの程度になりますでしょうか。</p>	<p>県や関係団体等で実施する農業者向けの研修会や相談会等の機会の情報提供を想定しております。 情報提供可能な件数、情報については、現時点でお示しできるものではありませんが、契約候補者が選定された際に、詳細を協議させていただく予定です。</p>
No.4	<p>仕様書 5 (4) について、事例集5,000 部の作成について、どの程度のページ数のものを想定していますでしょうか。また配布方法についての想定についても教えていただけますでしょうか。</p>	<p>事例集は、10ページ程度で両面フルカラー印刷を想定しております。 配布方法については、基本的には、委託契約者から発送いただくことを想定していますが、県の関係機関等への発送については県からの発送も可能です。</p>
No.5	<p>実施要領 6 (2) エについて、「質問書を提出した者に対し電子メールにより回答するとともに、栃木県ホームページに掲載する。」とありますが、いつまでにご回答をいただけますでしょうか。または、回答予定でしょうか。</p>	<p>参加表明書の提出の期限日である令和 4 (2022) 年 7 月 11 日 (月) の前までに、速やかに回答及び県ホームページに掲載いたします。</p>
No.6	<p>マッチング方策の提案・お試しマッチングの実施について、実施箇所が 1 ヶ所以上とありますが、具体的には雇用人数には関わらず「雇用する農家 1 軒以上」の理解でよろしいですか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
No.7	<p>マッチング方策の提案・労働環境改善の提案について、公共等施設（特にトイレ）の設置状況の県内マップ作成とありますが、公衆トイレなどの基礎情報は、県からのご提供はありますか。</p>	<p>県が有する情報について提供可能です。 なお、具体的に提供可能な基礎情報については、契約候補者が選定された際に、詳細を協議させていただく予定です。</p>